

【外為法】

日本企業も知って欲しい、 外為法対内直接投資 制度のいろは



大江橋法律事務所 弁護士
福富 友美

▶ PROFILE

tomomi.fukutomi@ohehashi.com

第1 はじめに

2025年6月2日の対日直接投資推進会議では、海外から日本に対する直接投資の残高の目標を、2030年に120兆円（従来の目標から20兆円上乗せ）に設定しました^{注1}。これを受けて、『経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～』（いわゆる「骨太の方針2025」）においても、海外から日本に対する直接投資の残高の目標が2030年に120兆円に引き上げられるとともに、2030年代前半のできるだけ早期に150兆円という新たな目標も設定されるなど^{注2}、対日直接投資の促進の動きは強まっております。実際に、対日直接投資残高は、2023年末時点で50兆円を超え、過去10年間で2倍以上に増加しております^{注3}。

対日直接投資は今後も益々増加していくことが見込まれますが、他方で、海外からの我が国企業への投資活動が、我が国の安全や公の秩序の維持等を妨げるおそれがある場合もあります。例えば、防衛産業を営む日本企業を外国投資家を買収することにより、我が国企業の防衛産業に係る技術を外国の武器等の設計製造に利用することで我が国の安全保障への懸念が生じたり、他国と比して技術優位性のある技術を持つ日本企業を外国投資家を買収することで、当該技術が他国に流出して我が国の技術優位性が失われ、ひいては当該技術に関する我が国の自律性が確保できなくなるおそれなどが考えられます。

このようなおそれに対処すべく、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）には、対内直接投資審査制度があり、指定業種と呼ばれる一定の業種を営む我が国企業への外国投資家による投資に対し、外国投資家に事前届出を求めて

おります。

指定業種は、時代によって大きく変遷しておりますが、特に2019年以降は年々追加されており、近年の対内直接投資審査制度に基づく事前届出件数は、年間2500件以上に上っております^{注4}。とりわけ、伝統的な安全保障に関連する産業分野（防衛、航空、宇宙、原子力等）のみならず、半導体、永久磁石、リチウムイオン蓄電池等、我が国の国民生活や経済活動に不可欠な物資の産業も含まれてきていることが特徴的です。そのため、我が国企業が外国企業から出資を受け入れるにあたっては、外為法の対内直接投資審査制度に基づく事前届出の可否や審査が、取引成立や取引実行までのスケジュール管理における一つの重要なポイントとなっているといっても過言ではありません。

以下では、対内直接投資審査制度の概要や、投資を受ける日本企業から見たポイントについて、ご紹介したいと思います。

また、外為法の安全保障貿易管理においても、近年重要な改正が続いており、末尾にて、最新の改正の概要をご紹介したいと思います。

注1 対日直接投資促進プログラム2025（2025年6月2日対日直接投資推進会議決定）、<https://www.cao.go.jp/invest-japan/committee/program2025.pdf>（最終アクセス日、2025年8月25日）

注2 「経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」（2025年6月13日閣議決定）26頁、https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2025/2025_basicpolicies_ja.pdf（最終アクセス日、2025年8月25日）

注3 JETRO対日投資報告2024第1章2、https://www.jetro.go.jp/invest/investment_environment/ijre/report2024/ch2/sec1.html（最終アクセス日、2025年8月25日）

注4 財務省「外為法・投資審査制度 年次報告書（2024年度）」24頁、https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/annual_report2024.pdf（最終アクセス日、2025年8月25日）

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを求め受けなければなりません。

第2 外為法対内直接投資等と 日本企業との関係

外為法の対内直接投資審査制度において、事前届出が義務付けられているのは、投資を行う外国投資家であり、投資を受ける日本企業ではありません(外為法27条1項では、事前届出の主体は「外国投資家」とされており)。しかしながら、事前届出に係る審査等においては、投資先である日本企業(投資審査においては「発行会社」と呼ばれることが多いため、以下では「発行会社」といいます。)が関わる場合もあります。

加えて、以下の理由から、発行会社においても、対内直接投資審査制度について理解を深めることが有益であると考えます。

1 発行会社において自社事業が指定業種に該当するか否かを適切に把握することが、自社の海外からの資本受入れの検討において有益である

指定業種は、発行会社の子会社の事業も含み、また事業規模にかかわらず、子会社事業や未公表の小さな事業についても検討が必要となります。このような細かな情報を持っているのは通常発行会社であり、外国投資家が投資前に収集できる情報には限界があります。特に、非上場会社に投資する場合などは、外国投資家のみで発行会社事業の指定業種該当性を判断することが困難な場合も少なくありません。そのため、外国投資家が発行会社に対し、指定業種を営むか否かを照会する場合もあり得ます。このような場合に、発行会社において自らの事業が指定業種に該当するかを適切に検討しておくことで、外国投資家の投資判断に必要な情報を伝えることができ、ひいては、発行会社側にとっても、適切かつ円滑な資金調達を実現することができると考えられます。実際に、外国投資家からの投資受け入れを検討する際に、発行会社側で、自社やその子会社を含む事業が指定業種に該当するか否かを事前に調査する場合もあります。

2 指定業種に係る自社の産業力や技術力を的確に把握することは、迅速かつ正確な審査につながるとともに、指定業種に属する自社事業の保護にも資する場合がある

上述のように、事前届出が必要か否かは、出資を受け入れる際の取引スケジュールにも多分に関わるものであり、資金需要のある発行会社においても、事前届出の要否や事前届出を要することとなった場合の取引全体のスケジュール感を把握しておくことが、資金調達を適切に実現するためには重要であるといえます。

また、事前届出を要することとなった場合、事前届出における審査(以下「事前届出審査」といいます。)では、「国の安全の確保、公の秩序の維持又は公衆の安全の保護に係る産業の生産基盤及び当該産業の有する技術基盤の維持に与える影響の程度」や、「国の安全の確保、公の秩序の維持若しくは公衆の安全の保護に係る技術若しくは情報が流出する、又はこれらの目的に反して利用される可能性」が審査考慮要素とされており^{注)5}、これは、発行会社が有する、指定業種に係る産業基盤・技術基盤が、外国投資家による投資によって損なわれるおそれがないかや、発行会社が有する指定業種に係る技術や情報が、外国投資家による投資により流出するおそれがないか、といった観点で審査されています。そのため、事前届出審査においては、発行会社が有する、指定業種に属する事業の生産力や技術力が評価対象となることも少なくありません。このような審査考慮要素を検討するにあたり、審査当局が、届出者を通じて発行会社に対し照会を行う場合もあり、発行会社が指定業種に属する自社事業について適切な情報提供を行うことで、適切かつ迅速な事前

注)5 警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省「外為法に基づく対内直接投資等の事前届出について財務省及び事業所管省庁が審査に際して考慮する要素」(2020年5月8日)、https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/recent_revised/gaitamehou_20200508.htm(最終アクセス日、2025年8月25日)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

届出審査に繋がる場合もあります。また、発行会社が営む指定業種に属する事業が、国の安全等に照らし重要である場合には、当局から外国投資家に対し、投資実行にあたっての条件を提案することもあります。これらの条件が、発行会社にとっても、指定業種に属する自社事業を適切に保護することに資する場合もあります。

第3 対内直接投資審査制度の概要

対内直接投資審査制度は、概要、「外国投資家」と呼ばれる者が、「対内直接投資等」と呼ばれる取引・行為類型を行おうとする場合で、そのうち審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものについて、取引の詳細や投資先が営む指定業種の内容を含む一定の事項を、事前に、財務大臣及び事業所管大臣に届け出る制度です（外為法27条1項）。

事前届出が必要となる対内直接投資等もいくつかありますが、よく問題となるのは、「国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなる」事態を生じるおそれのあるものとして政令で定める対内直接投資等です。具体的な内容は政令以下で定められていますが、「国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれのある対内直接投資等に係る業種」に属する事業を営む会社への対内直接投資等について事前届出を求めるとともに、具体的な業種（いわゆる指定業種）の内容が指定されています（外為法27条3項1号イ、対内直接投資等に関する政令3条2項1号イ、対内直接投資等に関する命令3条3項、及び対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件）。

1 現在の指定業種は広範

現在の指定業種には様々な業種が含まれていますが、わかりやすさの観点から大別すると、以下のようなものが含まれています。

種別	業種
伝統的な安全保障に関わる業種	武器、航空機、原子力、人工衛星、ロケットやこれらの部分品等に関連する、製造業、修理業、ソフトウェア業
我が国経済の円滑な運営に係る業種（OECD自由化留保業種）	農林水産業、石油業、皮革、航空運送、海運
公の秩序に係る業種	電気、ガス、熱供給、通信、放送、水道、鉄道、旅客運送
公衆の安全に係る業種	生物学的製剤製造業、警備業、感染症に対する医薬品や当該医薬品に係る医薬品中間物、高度医療管理機器に係る製造業
軍事転用可能な汎用品に関する業種	安全保障貿易管理に係る貨物（いわゆるリスト規制貨物）に関する製造業 上記貨物の設計及び製造に係る技術を保有する製造業等
サイバーセキュリティ関連業種（2019年追加）	集積回路、記録メディア、通信機械器具、電子計算機等の製造業 ソフトウェア業、情報処理サービス業、インターネット利用サポート業
レアアース関連業種	金属鉱産物に係る金属鉱業、製煉 精製業等

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

レアアース関連業種	特定離島（沖ノ鳥島、南鳥島）港湾施設の建設工事等の建設業等
特定重要物資関連業種 （2023年、2024年追加）	永久磁石、リチウムイオン蓄電池、工作機械・産業用ロボット、半導体関連（半導体素子、半導体部素材、半導体製造装置等）、電子部品、船舶部品等の製造業、金属鉱産物精錬業
その他の国の安全等に係る業種	金属3Dプリンターやその材料の金属粉末、石英系の光ファイバーケーブルやその素線、複合機の製造業

このように、近年は伝統的な防衛産業のみならず、特に特定重要物資に関連する製造業も、指定業種に含まれております。

また、ソフトウェア業は、自社で一から開発しなくとも、ソフトウェアに関する意見や助言を行う場合にはソフトウェア業に該当する可能性があると考えられており、該当する範囲が広いため注意が必要です。

さらに、電気業には発電業が広く含まれているため、例えばESGへの取組みの一環として太陽光発電事業等を行っている場合も、指定業種に該当する可能性があります。

2 対象取引も意外と広い

対象となる行為である「対内直接投資等」も、株式や議決権取得のみならず、様々な行為が含まれております（外為法26条2項各号、対内直接投資に関する政令2条16項各号ほか）。

例えば以下のような行為が、対内直接投資等に含まれています。

- 非上場会社の株式・持分の取得（1株・1持分以上）
- 上場会社の株式・議決権の1%以上の取得

- 発行会社の役員に外国投資家自らやその関係者を選任させる場合における、当該役員選任議案への同意
- 指定業種に属する事業の譲渡・廃止の提案・同意
- 指定業種に属する事業の譲受け及び事業の承継
- 一定の金銭の貸付けや同社の社債の取得
- 発行会社の議決権に関する一定の代理行使

特に役員選任議案への同意に係る事前届出は、新任のみならず再任の場合にも必要となります。また、役員選任議案への同意に係る事前届出は、株主総会の開催スケジュールとの関係で、審査を完了すべき期限が決まっている場合が多いため、特に事前届出のスケジュール管理について注意が必要です。

3 「外国投資家」には日本の会社が含まれる場合もある

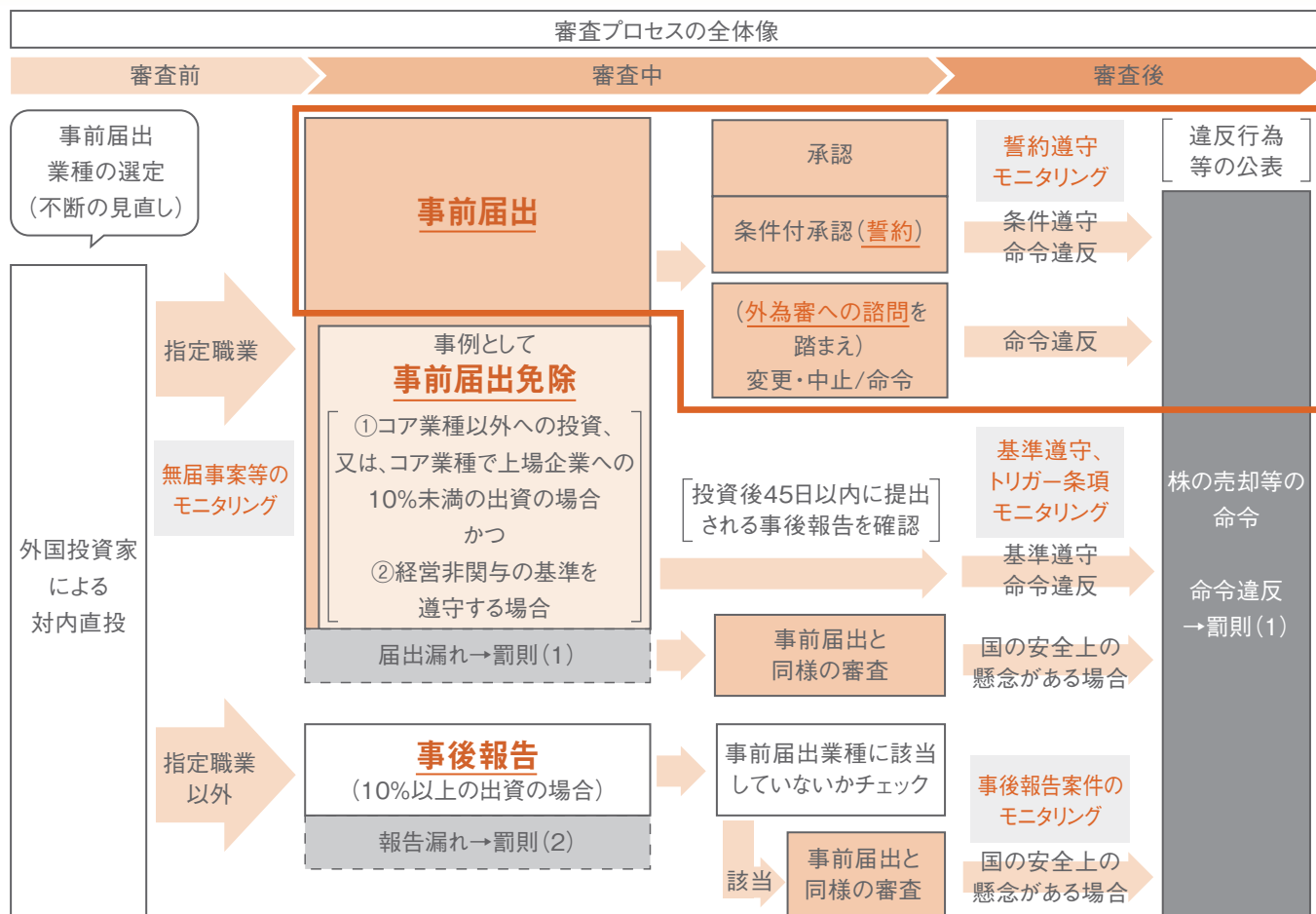
外国投資家には、外国法令に基づき設立された法人その他の団体のみならず、これらに総議決権の50%以上を直接又は間接に保有される日本の会社も含まれます（外為法26条1項3号）。そのため、日本で設立されている会社であっても、その議決権の50%以上を外国法人や外国ファンド等に保有されている場合、自身が外国投資家になる場合もあります。

特に、日本の会社自身が、指定業種を営む他の日本の会社に対し出資をしたり、自社従業員を子会社の役員として派遣したりする場合には、外国投資家である日本の会社自身において、事前届出が必要となる場合があります。

4 事前届出審査での審査の流れ、考慮要素等

事前届出を要することとなった場合、次頁の赤字太線で囲んだ流れで、財務大臣及び事業所管大臣は、事前届出を審査することとなります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。



経済産業省「外国投資家から投資を受ける上での留意点について」11頁(2025年5月),
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/toushikanri1.pdf> (最終アクセス日、2025年8月25日)

事前届出審査の過程では、届出書の記載事項に加え、審査に必要な情報を審査当局が外国投資家を通じて収集する場合もあります。

審査においては、事前届出のあった対内直接投資等が、我が国の安全等を損なうおそれがないかを審査することとなりますが、具体的には、財務省が審査考慮要素を公表しております^{注6}。大きく分けて、外国投資家の属性に関するもの、発行会社の事業内容に関するもの、届出が行われた取引や行為に関するもの、に大別されます。特に発行会社の事業内容に関する審査考慮要素としては、以下のようなものがあります(下線は筆者)。

- 国の安全の確保、公の秩序の維持又は公衆の安全の保護に係る産業の生産基盤及び当該産業の有する技術基盤の維持に与える影響の程度

盤の維持に与える影響の程度

- 国の安全の確保、公の秩序の維持若しくは公衆の安全の保護に係る技術若しくは情報が流出する、又はこれらの目的に反して利用される可能性
- 国の安全の確保、公の秩序の維持又は公衆の安全の保護のために必要な財又はサービスの平時及び有事における①供給の条件、②安定的な供給、又は供給される財若しくはサービスの質、に与える影響の程度

注6 前掲、「外為法に基づく対内直接投資等の事前届出について財務省及び事業所管省庁が審査に際して考慮する要素」(2020年5月8日)、
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/recent_revised/gaitamehou_20200508.htm (最終アクセス日、2025年8月25日)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

これらの考慮要素は、発行会社が有する、指定業種に属する事業に関する産業基盤、生産力、技術力などに関連するものです。これらの考慮要素の検討においては、発行会社が営む指定業種に属する事業そのものや、当該事業において供給される製品・サービスについて、事業や製品・サービスの性質、製品・サービスの国内・世界のシェア、供給先、発行会社が有する生産力や他社と比較しての技術力などを踏まえ、国の安全等に照らし重要であるかがポイントとなります。そのため、公開情報や事前届出時点において外国投資家が持つ情報に加え、外国投資家を通じて、発行会社に対し照会が行われる場合もあり、発行会社による情報提供が重要となる場合もあります。

これらの情報も踏まえ、発行会社が有する指定業種に属する事業そのものが我が国の安全等に照らし非常に重要な産業である場合や、当該事業に係る製品・サービスの国内外のシェアが大きい、他社と比して高い技術優位性があるなどの事情があり、外国投資家による対内直接投資等を通じて、国内向けの製品・サービスの供給に支障が生じたり、我が国が有する技術が流出したりするおそれがある場合もあり得ます。このようなおそれは、国の安全等を損なうおそれがあるものであり、審査当局としてはおそれを低減させる必要があると考えることとなります。

そこで、審査の一態様として、上記図にあるような「条件付承認」が行われる場合があります。これは、投資実行にあたっての条件を当局が提案し外国投資家がこれに同意した場合には、当該条件を外国投資家が遵守することを条件に、審査が完了するものです。個別の事案ごとの条件の具体的内容は非公開ですが、経済産業省が公表している一例としては、指定業種に属する事業の廃止、縮小、譲渡の提案を制限することや、指定業種に属する事業に係る技術情報にアクセスしないこと、といったものが挙げられています^{注)7}。このような条件は、発行会社自身にとっても、指定業種に属する事業の保護や、当該事業に係る技術情報の保護に資するものであるともいえます。

なお、審査の一態様として、変更・中止の勧告又は命令、もあ

りますが、過去に勧告・命令が発動されたのは1件のみであり（2007年の英系ファンドによる電源開発(株)に対する株式取得案件）、実務上は、「条件付承認」により審査が完了するケースが多いのではないかと考えられます。

また、外国投資家が審査対象となった対内直接投資等を実行した場合には当該条件を発行会社に通知することも、条件の一つとなっているケースが多いため、外国投資家による対内直接投資等の実行後は、発行会社においても、外国投資家が投資に際して負う条件を認識することができるケースが多いと考えられます。

第4 条件付承認があった場合の投資実行後の流れ

条件付承認により事前届出審査が完了した場合には、外国投資家が審査対象となった対内直接投資等を実行した後も適切に条件を遵守しているかは投資審査当局にとっては重要です。そのため、審査当局は、条件付承認を行った事前届出審査案件について、定期又は不定期に、モニタリングも実施しています^{注)8}。このモニタリングの一環として、審査当局が、外国投資家のみならず、投資を受けた発行会社側にも、指定業種に属する事業に対する外国投資家の関わりの有無や内容等、外国投資家に課せられた条件が適切に遵守されているかを確認する場合があります。

発行会社においても、投資実行後、外国投資家がどのような条件を前提に投資が認められているかを適切に把握するとともに、外国投資家から指定業種に属する事業に関する技術の開示の提案などがあった場合には、条件違反がないかを確認いただくことは、自社技術のいたずらな流出を防ぐ観点からも重要です。

注)7 経済産業省国際投資管理室「外国投資家から投資を受ける上での留意点について」21頁（2025年5月）、<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/toushikanri1.pdf>（最終アクセス日、2025年8月25日）

注)8 前掲4・「外為法・投資審査制度 年次報告書（2024年度）」20頁。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

第5 輸出管理規制に関する最新動向

最後に、外為法に基づく輸出管理制度、とりわけ安全保障貿易管理制度についても、近年、リスト規制及びキャッチオール規制の双方で重要な改正がなされております。

リスト規制においては、重要・新興技術の軍事転用防止を目的に、関連する特定の貨物及び技術(半導体、量子コンピュータ、金属3Dプリンターに関するものなど)を輸出管理の対象に追加するとともに、技術的な仕様の見直し等も行われています^{注)9}。

キャッチオール規制においても、通常兵器に係る輸出規制のうち、一般国(グループA国及び武器禁輸国以外の国)向けについて、新たに、特定品目(輸出貿易管理令別表16の項(1)、①工作機械、②レーダー、③集積回路、④航空機、宇宙飛行体、部品、⑤航行用機器、⑥検査用の機器で、詳細はHSコードで指定)に対する用途要件及び需要者要件が新たに追加され、また、グループA国向けの貨物の輸出又は技術の提供であっても、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合に、インフォーム(経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知)を行うことができることとなりました^{注)10}。

また、技術管理に関しては、上記規制に加えて、経済産業省による技術管理強化のための官民対話スキームが構築されており、積層セラミックコンデンサ、弾性表面波フィルタ又はバルク弾性波フィルタ、一定の電解銅箔を含む15種類の設計又は製造に係る技術について、技術移転(現地子会社・合弁会社への製造移転、他国企業への製造委託・ライセンス供与など、他国での製造、製品開発を可能とする技術移転に限定。)について、契約前の報告が求められております^{注)11}。

このように、投資管理に加え、安全保障貿易管理についても近年改正が続いておりますので、引き続き動向をチェックすることが重要と思われます。

以上

注)9 経済産業省貿易経済安全保障局「外国為替令及び輸出貿易管理令等(重要・新興品目等)の改正の概要について」(2025年4月)、https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/seirei/20250403_gaiyo.pdf (最終アクセス日、2025年8月25日)

注)10 経済産業省貿易経済安全保障局「外国為替令等(補完的輸出規制等)の改正の概要について」(2025年4月)、https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/seirei/20250409_gaiyo01.pdf (最終アクセス日、2025年8月25日)

注)11 経済産業省貿易経済安全保障局「技術管理強化のための官民対話スキーム」(2025年4月)、https://www.meti.go.jp/policy/anpo/250409_kanmintaiwa-gaiyo.pdf (最終アクセス日、2025年8月25日)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。